

郵便料納付手続きのご案内

申立書を提出するにあたり書類の送付等に使用するため、郵便料を納付していただく必要があります。

郵便切手で
納付する



申立てを行う事件に必要な郵便切手を郵便局等で購入の上、窓口へ提出してください。

郵便切手以外
で納付する

※各納付方法の留意事項は、次のページ（2ページ）で確認してください※



①電子納付
(インターネット
バンキング・
ATMでの納付)

会計課で
登録コードの取得

後日送付される「保管金提出書」に記載されている収納機関番号等を用いてインターネットバンキング又はPay-easy(ペイジー)対応のATMで振込みを行ってください。

※コードの取得方法は、4ページで確認してください※

②当座納付
(金融機関窓口
での納付)

後日送付される「保管金提出書」に同封してある「振込依頼書」に必要事項を記入し、金融機関窓口でお支払いください。

金融機関から返却される「保管金受入手続添付書」と「保管金提出書」を裁判所（会計課）へ提出してください（郵送可）。

③現金納付
(甲府地裁会計課
窓口での納付)

「保管金提出書」と現金をお持ちの上、裁判所（会計課）で納付してください。

* 現金はおつりのないよう準備をお願いします。

郵便料納付の留意事項

①電子納付

②当座納付

③現金納付

①電子納付・②当座納付・③現金納付 共通の留意事項

- ・裁判手続が終了したときに郵便料の残額がある場合、あらかじめ指定された口座に振り込んで返還されます。(②・③の場合は、納付の際に申出をする必要があります。)
- ・納付する際に、さまざまな券種の郵便切手を用意していただく必要がありません。
- ・郵便料を納付していただかないと手続を進めることができません。
- ・嘱託等にかかる回答の返送料等、手続の中で郵便切手の予納を依頼する場合があります。

①電子納付の留意事項

- ・原則、24時間365日いつでも納付が可能です。
- ・手数料はかかりません。
(なお、休日・夜間等にATM等を利用した場合には、時間外手数料がかかる場合があります)
- ・納付前に「利用者登録コード」を取得する必要があります。(会計課で申請書を提出し、約20分ほどで取得できます。)

②当座納付の留意事項

- ・最寄りの金融機関の窓口で納付が可能です。
- ・振込の際に、手数料がかかります。
- ・金融機関で振込後、裁判所に書類を提出(郵送可)していただく必要があります。

③現金納付の留意事項

- ・裁判所にお越しいただく必要があります。
- ・甲府地裁会計課の窓口に現金を持参してください。
(裁判所の開庁日の午前8時30分から午後5時まで※準備の関係で、多少お待ちいただく場合があります。)
- ・おつりが出ないよう、御配慮ください

郵便切手

留意事項

- ・郵便局やコンビニで購入することができます。
- ・裁判手続が終了したときに郵便切手の残額がある場合、郵便切手で返還されます。
- ・購入の際に、さまざまな券種の郵便切手を用意していただく必要があります。

※ 電子納付の方法は、4 ページで確認してください ※

★電子納付では 保管金をインターネットバンキング、 Pay-easy(ペイジー)対応のATM等 を用いて納付することができます！

<電子納付のメリット>

原則として24時間365
日、いつでもどこからで
も納付ができます。

事前登録(メール、FAX可)
を行うと全国の裁判所で利
用することができます。

電子納付の場合、裁判
所への保管金提出書の
提出は不要です。

電子納付には、ほとん
どの場合、振込手数料
が掛りません。(注)

(注) ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によって
は、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に手続きされた
電子納付は、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理と
なります。

特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。

(問合せ先)

甲府地方裁判所事務局会計課経理係 電話055-235-1130(ダイヤルイン)

★電子納付をするには？

※ 申請書は、次のページにあります ※

ステップ 1

利用者登録をします。

納付利用者登録申請書を最寄りの裁判所に提出(郵送、FAX可)



電子納付利用登録票を交付

ステップ 2

電子納付用の**保管金提出書**を受け取ります。(書記官室)

電子納付利用登録票の「登録コード」を告げる。



担当書記官



電子納付用の保管金提出書を交付

ステップ 3

インターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応の銀行ATM等で、電子納付をします。

電子納付用の保管金提出書に記載されている「**収納機関番号**、**納付番号**及び**確認番号**」を機械に入力する。

保管金提出書(一部)

ペイジーマーク

このマークのある金融機関のATMで電子納付ができます。

				以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。		登録コード	
収納機関番号		納付番号		確認番号			

収納機関番号、納付番号、確認番号

電子納付をするためには、これらの番号が必

甲府地方裁判所

歳入歳出外現金出納官吏又は出納員 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 —
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。
 事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
 この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げることにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
 この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

裁判所

歳入歳出外現金出納官吏又は出納員 殿

記入例

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 ○年 ○月 ○日

住 所 ○○県○○市○○○○

氏 名 弁護士 ○○ ○○

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	ベンゴシ ○○ ○○ (ベンゴシハウジン○○○○○…)
氏 名	弁護士 ○○ ○○ (弁護士法人○○○○ 法人受任)
住 所	〒 ○○○ -○○○ ○○県○○市○○○○
電 話 番 号	055-○○○○-○○○○

還付先情報

金 融 機 関 名	○○ 銀行・金庫・組合 ○○ 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	1234567
口 座 名 義 (カ ナ)	ベンゴシハウジン ○○○○
口 座 名 義	弁護士法人 ○○○○
F A X 番 号	055-○○○○-○○○○

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。

事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げることにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込み請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。